

新潟県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第68号

新潟県税規則等の一部を改正する規則

(新潟県税規則の一部改正)

第1条 新潟県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分がない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(納税等の証明書の効力)</p> <p>第33条 条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税を納付したことを証する証明書を除く。)は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税を納付したことを証する印の押印されたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定は、<u>条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税を納付したことを証する証明書に限る。)</u>について準用する。</p>	<p>(納税等の証明書の効力)</p> <p>第33条 条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替の方法により自動車税を納付したことを証する証明書及び<u>証明書発行機により交付された証明書を除く。</u>)は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税を納付したことを証する印の押印されたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定は、<u>条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替の方法により自動車税を納付したことを証する証明書及び証明書発行機により交付された証明書に限る。)</u>について準用する。</p>
<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税」とあるのは、「<u>県たばこ税(地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)附則第6条第2項並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第12条第3項、第9項、第11項及び第13項の規定により課する県たばこ税を除く。)</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税」とあるのは、「<u>県たばこ税(地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)附則第7条第2項、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第9条第2項及び地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)附則第6条第2項の規定により課する県たばこ税を除く。)</u>」とする。</p>

別表（第117条関係）

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
担保提供書 (略)	第27条第1項及び第2項並びに第95条第1項	(略)
自動車税納税証明書(口座振替又はクレジットカードの方法により納付したことを証する場合)	(略)	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第48条第2項、第56条の14第2項、第70条第2項(定期に賦課するものに限る。)、第72条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)、第73条第2項及び第79条第2項	別記第48号様式
減免申請書	条例第56条の7第2項(同条第1項第3号から第5号までに係る自動車取得を除く。)、第72条第2項(定期に賦課するものを除く。)、第72条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)及び第94条第2項	別記第48号様式の2

別表（第117条関係）

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
担保提供書 (略)	第27条第1項及び第2項並びに第106条第1項	(略)
自動車税納税証明書(口座振替若しくはクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合又は証明書発行機により交付する場合)	(略)	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第48条第2項、第56条の7第2項(同条第1項第3号から第5号までに係る自動車の取得を除く。)、第56条の14第2項、第70条第2項、第72条第2項、第73条第2項、第79条第2項及び第94条第2項	別記第48号様式

個人番号
個人番号
個人番号
個人番号
住(居)所名				
個人番号

(略)

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)	住所又は所在地 氏名又は名称
個人番号又は法人番号
(略)	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(略)	

(略)

第13号様式 (第117条関係)

徴収猶予(延長)の申請書

(略)	住(居)所又は所在地
-----	------------

住(居)所氏名
住(居)所氏名
住(居)所氏名
住(居)所氏名

(略)

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)	住所 氏名
(略)	

(略)

第13号様式 (第117条関係)

徴収猶予(延長)の申請書

(略)	住(居)所
-----	-------

氏名又は名称
(電話番号 ー ー)

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第16号様式 (第117条関係)

徴収猶予に係る差押解除申請書

(略)

住(居)所又は所在地
氏名又は名称

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

(略)

第24号様式 (第117条関係)

延滞金の免除(減免)申請書

(略)

住(居)所又は所在地
氏名又は名称

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第28号様式の2 (第117条関係)

氏名
(電話番号 ー ー)

(略)

第16号様式 (第117条関係)

徴収猶予に係る差押解除申請書

(略)

住(居)所
氏名

(略)

(略)

第24号様式 (第117条関係)

延滞金の免除(減免)申請書

(略)

住(居)所
氏名

(略)

(略)

第28号様式の2 (第117条関係)

担保提供書

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊦

個人番号又は法人番号
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

住所又は所在地

(略)

第32号様式 (第117条関係)

保全差押に係る担保金充当申請書

(略)

住(居)所又は所在地
氏名又は名称

個人番号又は法人番号
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第39号様式 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称

個人番号又は法人番号
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※

担保提供書

(略)

住 所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊦

(略)

住 所

(略)

第32号様式 (第117条関係)

保全差押に係る担保金充当申請書

(略)

住(居)所
氏名

(略)

第39号様式 (第117条関係)

(略)

※ 収入証紙はり付け欄

住 所
氏名 (名称)

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第39号様式の2 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称

※ 個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

証明書の請求 通数	通	手数料額	円
--------------	---	------	---

(略)

第39号様式の2の2 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)

決	議		
---	---	--	--

住所又は所在地
氏名又は名称

※ 個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第39号様式の2 (第117条関係)

(略)

※ 収入証紙はり付け欄

住 所
氏名 (名称)

証明書の 請求通数	通	税目数	年度数	手数料 料額	円
--------------	---	-----	-----	-----------	---

(略)

第39号様式の2の2 (第117条関係)

(略)

※ (収入証紙ちよう付)

住 所
氏 名

証明書の請求
求通数

証明書の請求
枚数

(略)

第39号様式の3 (第117条関係)

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

(略)

第39号様式の3の2 (第117条関係)

県民税利子割更正請求書

(略)

特別徴収義務者番号

法人番号

特定公社債以外の公社債の利子

11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
12	(略)
13	
14	
15	

(略)

第39号様式の3 (第117条関係)

(略)

住所
氏名又は名称
代表者名

(略)

(略)

第39号様式の3の2 (第117条関係)

県民税利子割更正請求書

(略)

特別徴収義務者番号

公社債利子

12	社債的受益証券の収益の分配
13	(略)
14	
15	
16	

	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配		16
			17
	国外一般公社債等の利子等		18
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		19
10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		
(略)			

第39号様式の3の3 (第117条関係)

県民税配当割更正請求書

(略)	法人番号
投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配									
53	特定投資法人の投資口の配当等								
54	特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの								
55	特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金								
56	(略)								
(略)									

第39号様式の3の4 (第117条関係)

県民税株式等譲渡所得割更正請求書

	公社債投資信託の収益の分配		17
			18
	公募公社債等運用投資信託の収益の分配		19
	国外公社債等の利子等		20
10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		
11	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		
(略)			

第39号様式の3の3 (第117条関係)

県民税配当割更正請求書

(略)	特別徴収義務者番号	
公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等		
53	特定投資法人の投資口の配当等	
54	(略)	
(略)		

第39号様式の3の4 (第117条関係)

県民税株式等譲渡所得割更正請求書

(略)	法人番号									
(略)										

第45号様式（第117条関係）

(略)	(電話番号)									
(略)	個人番号又は法人番号									
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
(略)										

第45号様式の2（第117条関係）

(略)	(電話番号)									
(略)	個人番号又は法人番号									
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
(略)										

第45号様式の4（第117条関係）

(略)	(電話番号)									
(略)	個人番号又は法人番号									
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										

(略)	特別徴収義務者番号
(略)	

第45号様式（第117条関係）

(略)	(電話番号)									
(略)										

第45号様式の2（第117条関係）

(略)	(電話番号)									
(略)										

第45号様式の4（第117条関係）

(略)	(電話番号)									
(略)										

欄とし、ここから記載してください。
(略)

第45号様式の6 (第117条関係)

(略)
(略)
個人番号又は法人番号 ↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(電話番号)
(略)

第46号様式 (第117条関係)

(略)
(略)
個人番号又は法人番号 ↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
申請者
(印)

第48号様式 (第117条関係)

(略)
住所又は 所在地
氏名又は名称 及び代表者名
(略)
(略)
住(居)所又は所在地

(略)

第45号様式の6 (第117条関係)

(略)
(略)
(電話番号)
(略)

第46号様式 (第117条関係)

(略)
(略)
申請者
(印)

第48号様式 (第117条関係)

(略)
住所、氏名 又は名称及 び代表者名
(略)
(略)
住(居)所

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書

(略)

(電話 - -)

個人番号

自動車税 (年度分)

円

(略)

円

円

新潟県税条例第71条第1項該当

注 ※印欄は、記入しないこと。

第68号様式 (第117条関係)

(略)

所在地
名称

氏名

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書

(略)

(電話 - -)

自動車取得税

円

自動車税 (年度分)

円

(略)

円

円

新潟県税条例第56条の7
第1項第5号該当

新潟県税条例第71条第1
項該当

注 1 「4月1日現在の入院の状況」欄は、既に所有している自動車について申請する場合のみ記入すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。

第68号様式 (第117条関係)

(略)

住所

代表者氏名

印

法人番号

(略)

第70号様式 (第117条関係)

徴収猶予

法人事業税の徴収猶予の期間の延長申請書 (外形標準課税対象法人用)

管理番号

法人番号

(千 -)

本店所在地

電話番号 ()

(略)

第73号様式 (第117条関係)

法人設立・異動 (解散・合併・変更・閉鎖等) 届出書

(略)

法人番号

(千 -)

フリガナ
本店所在地

電話番号 ()

管理番号

(略)

第74号様式 (第117条関係)

法人税に係る連結納税の承認等の届出書

管理番号

法人番号

(千 -)

本店所在地

電話番号 ()

(略)

法人名

印

(略)

第70号様式 (第117条関係)

徴収猶予

法人事業税の徴収猶予の期間の延長申請書 (外形標準課税対象法人用)

法人番号

(千 -)

本店所在地

電話番号 ()

(略)

第73号様式 (第117条関係)

法人設立・異動 (解散・合併・変更・閉鎖等) 届出書

(略)

フリガナ

(千 -)

本店所在地

電話番号 ()

法人番号

00

(略)

第74号様式 (第117条関係)

法人税に係る連結納税の承認等の届出書

法人番号

(千 -)

本店所在地

電話番号 ()

(略)

電話 ()

第75号様式 (第117条関係)

法人設立・異動 (引継ぎ・終了・変更等) 届出書 (法人課税信託用)

(略)		管理番号
法人番号	-----	
フリガナ 本店所在地	(〒 -)	
	電話番号 ()	

(略)

第76号様式 (第117条関係)

(略)
(略)
電話番号
個人番号

第76号様式の6 (第117条関係)

住所又は所在地	
氏名又は名称	⑤
個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

--

第75号様式 (第117条関係)

法人設立・異動 (引継ぎ・終了・変更等) 届出書 (法人課税信託用)

(略)		法人番号
フリガナ 本店所在地	(〒 -)	00
	電話番号 ()	

(略)

第76号様式 (第117条関係)

(略)
(略)
電話番号

第76号様式の6 (第117条関係)

住所	
氏名又は名称	⑤

(略)

住所又は所在地

住所

第77号様式（第117条関係）

不動産の取得（特例適用）申告書（木造家屋用）

(略)	氏名 〔又は名称及び代表者名〕		印
	個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

第77号様式の2（第117条関係）

不動産の取得（特例適用）申告書（非木造家屋用）

(略)	個人番号又は法人番号	担当者名（法人の場合）
	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

第77号様式の3（第117条関係）

不動産の取得（特例適用等）申告書

(略)	フリガナ氏名(名称)	電話番号	局番
	個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

第77号様式（第117条関係）

不動産の取得（特例適用）申告書（木造家屋用）

(略)	氏名 〔又は名称及び代表者名〕	印
-----	--------------------	---

第77号様式の2（第117条関係）

不動産の取得（特例適用）申告書（非木造家屋用）

(略)	担当者名 （法人の場合）
-----	-----------------

第77号様式の3（第117条関係）

不動産の取得（特例適用等）申告書

(略)	フリガナ	電話番号	局番
	氏名 （名称）	印	

第78号様式 (第117条関係)

家屋の附帯設備に係る不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)	
主体部分	所有者の住所 (所在地) 及 び氏名 (名称) ㊟
	個人番号又 は、法人番号 ↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄 とし、ここから記載してください。
附帯 設備	所有者の住所 (所在地) 及 び氏名 (名称) ㊟

第78号様式 (第117条関係)

家屋の附帯設備に係る不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)	
主体部分の 所有者の住 所氏名	㊟
附帯設備の 所有者の住 所氏名	㊟

第79号様式 (第117条関係)

不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)	
氏名 (又は名称及 び代表者名)	(電話番号) ㊟
	個人番号又は 法人番号 ↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ここから記載してください。

第79号様式 (第117条関係)

不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)	
氏名 (又は名称及 び代表者名)	(電話番号) ㊟

第80号様式 (第117条関係)

不動産取得税の徴収猶予申請書

(略)	
氏名 (又は 名称及び代	㊟

第80号様式 (第117条関係)

不動産取得税の徴収猶予申請書

(略)	
氏名 (又は 名称及び代	㊟

表者名)	
個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

第81号様式の2 (第117条関係)
(略)

不動産価格等通知書

(略)

持分子	個人番号又は法人番号
232	242 243 255
232	242 243 255
232	242 243 255

(略)

第81号様式の2の2 (第117条関係)

(略)	氏名
(略)	個人番号

第81号様式の2の3 (第117条関係)

(略)
(略)

表者名)	
------	--

第81号様式の2 (第117条関係)
(略)

不動産価格等通知書

(略)

持分子
232 242
232 242
232 242

(略)

第81号様式の2の2 (第117条関係)

(略)	氏名
(略)	印

第81号様式の2の3 (第117条関係)

(略)
(略)

氏名

個人番号

第81号様式の5 (第117条関係)

(略)

(略)

住所
氏名

㊞

個人番号

ご注意 1 届出義務者は、受贈者が死亡した場合は贈与者又は受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)、贈与者が死亡した場合は受贈者であるので()内にその旨記載してください。

2 届出義務者が受贈者以外の場合は、個人番号の記載は不要です。

氏名

第81号様式の5 (第117条関係)

(略)

(略)

住所
氏名

ご注意 届出義務者は、受贈者が死亡した場合は贈与者又は受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)、贈与者が死亡した場合は受贈者であるので()内にその旨記載してください。

第81号様式の6 (第117条関係)

(略)

(略)

氏名

個人番号

第81号様式の6 (第117条関係)

(略)

(略)

氏名

第81号様式の7 (第117条関係)

県たばこ税の納期限延長申請書

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

㊞

個人番号又は法人番号

第81号様式の7 (第117条関係)

県たばこ税の納期限延長申請書

(略)

住所
氏名又は名称
代表者名

㊞

↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第97号様式 (第117条関係)

積雪により自動車を行進できない期間の届出書

(略)
(略)
住所又は所在地 氏名又は名称 (電話番号 — —)
個人番号又は法人番号

↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第99号様式 (第117条関係)

鉈区税の申告書

(略)
(略)
住所又は所在地 氏名又は名称
個人番号又は法人番号

↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

第100号様式 (第117条関係)

償却資産申告書

(略)	個人番号又は法人番号
-----	---------------------------------------	-------------------------	-------------------------

↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第97号様式 (第117条関係)

積雪により自動車を行進できない期間の届出書

(略)
(略)
住所 氏名 (電話番号 — —)

(略)

第99号様式 (第117条関係)

鉈区税の申告書

(略)
(略)
住所 氏名

第100号様式 (第117条関係)

償却資産申告書

(略)	所有者住所	事業種目
-----	-------	------

所有者住所 又は所在地	事業種目
----------------	------

(略)

第105号様式 (第117条関係)

(略)

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第106号様式 (第117条関係)

(略)

(略)

特別徴 収義務 者	住所又は 所在地	⑩
	氏名又は 名称	
	個人番号 又は法人 番号	
経営者	住所又は 所在地	⑩
	氏名又は 名称	

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

第107号様式 (第117条関係)

--	--	--	--

(略)

第105号様式 (第117条関係)

(略)

(略)

住所
氏名又は名称

(略)

第106号様式 (第117条関係)

(略)

(略)

住所	氏名又は 名称	⑩
特別徴 収義務 者(経 営者)		
住所	氏名又は 名称	⑩
特別徴 収義務 者(経 営者)		

第107号様式 (第117条関係)

(略)

住所又は 所在地				
氏名又は 名称	(印)			
個人番号又は 法人番号				
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ここから記載してください。				

(略)

第108号様式 (第117条関係)

休業予定期間申告書

(略)

住所				
氏名	(印)			

(略)

第108号様式 (第117条関係)

休業予定期間申告書

(略)

特別徴収義務 者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名称	電話 () 番			
	個人番号 又は法人 番号				
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空 欄とし、ここから記載してください。					
経営者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名称	電話 () 番			

(略)

(略)

(氏名又は名称)

(略)

第109号様式 (第117条関係)

亡失届書

(略)

特別徴収義務 者 (経営者)	住所				
	氏名	電話 () 番			
経営者	住所				
	氏名	電話 () 番			

(略)

(略)

(氏名)

(略)

第109号様式 (第117条関係)

亡失届書

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

(略)

業種
住所
氏名

印

(略)

第110号様式 (第117条関係)

年月分ゴルフ場利用税の納入申告書

第110号様式 (第117条関係)

年月分ゴルフ場利用税の納入申告書

(略)

特別徴収 義務者	住所又は 所在地		
	氏名又は 名称	印	
	個人番号 又は法人 番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

(略)

(略)

特別徴収 義務者	住所	
氏名		印

(略)

第111号様式 (第117条関係)

軽油引取税の保証金額及び保証期間の指定申請書

第111号様式 (第117条関係)

軽油引取税の保証金額及び保証期間の指定申請書

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

住所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

(略)

第112号様式 (第117条関係)

保証書

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

⑥

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

住所又は所在地

第113号様式 (第117条関係)

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

住所又は所在地

別表 (略)

第114号様式 (第117条関係)

(略)

(略)

第112号様式 (第117条関係)

保証書

(略)

住所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

⑥

(略)

住所

第113号様式 (第117条関係)

(略)

住所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

(略)

住所

別表 (略)

第114号様式 (第117条関係)

(略)

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

住所又は所在地

住所又は所在地

第116号様式 (第117条関係)

軽油引|取税特別徴収義務者登録消除申請書

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

⑥

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

(略)

住所又は所在地

(略)

第117号様式 (第117条関係)

軽油引|取税の徴収猶予申請書

(略)

登録特別徴収義務

⑥

(略)

住所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

(略)

住所

住所

第116号様式 (第117条関係)

軽油引|取税特別徴収義務者登録消除申請書

(略)

住所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

⑥

(略)

(略)

住所

(略)

第117号様式 (第117条関係)

軽油引|取税の徴収猶予申請書

(略)

登録特別徴収義務

⑥

(略)

(略)

住所又は所在地

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

個人番号又は法人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第122号様式 (第117条関係)

(略)

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

個人番号又は法人
番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第2条 新潟県税規則の一部を次のように改正する。

別記第26号様式を次のように改める。

(略)

(略)

住所

住所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

(略)

第122号様式 (第117条関係)

(略)

住所

住所
氏名又は名称及び
代表者の氏名

(略)

担 保 提 供 書

年 月 日													
様 提供者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称 (印)													
個人番号又は 法人番号													
↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。													
下記の徴収金について次のとおり担保を提供します。													
原因													
納付 (納入) すべき 者	住(居)所又は 所在地												
	氏名又は名称												
担保される 徴収金	No.	年度	期別	税目	納期限		税 額		延滞金	加算金		滞 納 処分費	計
担保の表示													
添付書類													

上記の担保の提供に同意します。

年 月 日

所有者 住(居)所又は所在地
氏名又は名称 (印)

別記第48号様式の次に次の1様式を加える。
 第48号様式の2（第117条関係）



減 免 申 請 書						
住（居）所又は 所 在 地						
氏名又は名称 及び代表者名						
税 目		納 期 限	年 月 日			
番 号		年 度				
税 額						
還 付 金 の 支 払 方 法	口座振替	金 融 機 関 名		預 金 の 種 別	口 座 番 号	
減免の対象となる 課税客体						
減税を受けよう とする理由						
<p>上記のとおり減免されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>地域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">納税者 住（居）所又は所在地 氏 名 又 は 名 称</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>						

◎御注意

「還付金の支払方法」欄は、既に納税された税額に係る還付金を口座振替の方法で支払を受けようとする場合に記入してください。

別記第50号様式の次に次の1様式を加える。
 第50号様式の2（第117条関係）

自動車取得税 減免申請書
 自動車税

様	年 月 日					
	申請者	住所	氏名			
		(電話 - -)				
下記について減免されるよう申請します。						
登録(車両)番号	新・新潟・長岡	取得年月日	年 月 日 (新規・移転)			
所有者氏名	・申請者と同じ	使用者氏名	・申請者と同じ			
前減免車両の有無 (有 ・ 無) (有の場合は右欄にその状況を記入してください)	登録番号	新・新潟・長岡				
	処理状況	移転・抹消	日付	年 月 日		
減免申請理由	身体障害者が運転する自動車のため		同一生計者が運転する自動車のため			
	常時介護者が運転する自動車のため					
同一生計者又は常時介護者が運転する場合の使用目的及び使用先	使用目的	通院・通学・通所・施設からの帰省・生業(通勤・仕事・その他)				
	使用先(病院名、学校名、施設名、勤務先名等を記入してください。)					
身体障害者(戦傷病者)	氏名	・申請者と同じ		生年月日	明昭 年 月 日 大平	
	申請者との関係	本人・配偶者・子・父・母・常時介護者・その他()				
	手帳の内容	手帳の種類	手帳番号	交付年月日	障害名	障害の程度
		身体障害者手帳	号	年 月 日		第一種 級、第二種
		療育手帳	号	年 月 日		
戦傷病者手帳		号	年 月 日		第 項症、第 款症	
	精神障害者保健福祉手帳	号	年 月 日			
自動車運転者	氏名	・申請者と同じ		身障者との関係	本人・配偶者・子・父・母・常時介護者・その他()	
	住所	・申請者と同じ				
税目	自動車取得税		自動車税(年度分)			
税額	円		円			
決定	減免税額	円		円		
	差引き納付すべき額	円		円		
	承認の理由	新潟県県税条例第56条の7第1項第5号該当		新潟県県税条例第71条第1項該当		
	不承認の理由					

注 ※印欄は、記入しないこと。

別記第76号様式の3を次のように改める。
第76号様式の3（第117条関係）

様	年	月	日
	(届出人)		
県民税利子割の営業所等の設置等届出書			
利子割の申告納入について次のとおり届け出ます。			
届出事由	1 新設	2 異動	3 廃止
新設等年月日	年	月	日
	4 利子等の種類の変更 〔異動事由〕		
特別徴収義務者の営業所等	所在地		
	名称		
	特別徴収義務者番号(金融機関共同コード)		
	法人番号		
1 営業所等ごとに納入する場合同の利子等の種類	1	2	3
	4	5	6
2 本店等で一括納入する場合同の利子等の種類	7	8	9
	10	11	12
3 (一括納入する)特別徴収義務者	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19		
(備考)			

記入要領
本届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び納入する利子等の種類の変更があった場合に提出すること。
なお、届出は、本店又は本部から提出しても差し支えないこと。
2 記入方法

記入欄	記入内容	新設	異動	廃止	利子等の種類の変更
(1) 届出事由	該当に○印	○	○	○	○
(2) 新設等年月日	種類の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
(3) 異動事由	営業所等の所在地、名称等が変更の場合記入	○	○	○	○
(4) 特別徴収義務者	営業所等の所在地、名称を記入	○	○	○	○
(5) 特別徴収義務者番号	金融機関コード4桁、店舗コード3桁を記入	○	○	○	○
(6) 法人番号	法人番号13桁を記入	○	○	○	○
(7) 利子割の納入方法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	○	○	○

3 利子割の納入方法
(1) 納入方法は、次のとおりです。
ア 各営業所等で徴収した税額を当該営業所で納入する方式
イ 本店等で一括して納入する方式
ウ アイの併用方式
(2) この欄は、届出に係る営業所等で納入する利子等の種類を下記により選択し、該当の番号に○印を付けること。
1 特定公社債以外の公社債の預貯金
2 銀行預金
3 銀行以外の金融機関の預貯金
4 勤務先預金等の利子
5 合同運用信託の収益の分配
6 公社債投資信託のうち公社債投資信託以外の収益の分配
7 郵便貯金
8 国外一般公社債等の利子等
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
11 特定目的信託の社債的受益証券の収益
12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
13 懸賞金付預貯金等の懸賞金
14 定期積金の給付補てん金
15 掛金の給付補てん金
16 抵当証券の利息
17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
18 外貨建預貯金等の為替差益
19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

別記第109号様式の次に次の1様式を加える。
 第109号様式の2（第117条関係）



亡 失 届 書

年 月 日

地域振興局長 様

業 種
 住所又は所在地
 氏名又は名称

印

下記の 免税軽油使用者証 免 税 証 を亡失したので別紙証明書を添えて届け出ます。

	交付年月日	種 類	番 号	枚 数
種類、枚数等				
亡失年月日				
亡失場所				
亡失の理由				
亡失後の措置				

(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成5年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正後	改正前																				
第3号様式（第3条関係）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">管理番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用 法人の金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>付表1</p> <p>(略)</p> <p>年800万円を超える金額 又は軽減税率不適用法人 の金額若しくは収入金額</p> <p>(略)</p> <p>付表2 (略)</p>	(略)		管理番号		合計				軽減税率不適用 法人の金額				<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">法人番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>付表1</p> <p>(略)</p> <p>年800万円を超える金額</p> <p>(略)</p> <p>付表2 (略)</p>	(略)		法人番号		合計			
(略)		管理番号																				
合計																						
軽減税率不適用 法人の金額																						
(略)		法人番号																				
合計																						
第4号様式（第3条関係）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">管理番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用 法人の金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		管理番号		合計				軽減税率不適用 法人の金額				<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">法人番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		法人番号		合計			
(略)		管理番号																				
合計																						
軽減税率不適用 法人の金額																						
(略)		法人番号																				
合計																						

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																														
<p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">管理番号</td> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">法人番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用 法人の金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>付表1</p> <p>(略)</p> <p>年800万円を超える金額 又は軽減税率不適用法人 の金額若しくは収入金額</p> <p>(略)</p> <p>付表2 (略)</p>	管理番号		(略)		法人番号		合計						軽減税率不適用 法人の金額						<p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">法人番号</td> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">法人番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>付表1</p> <p>(略)</p> <p>年800万円を超える金額</p> <p>(略)</p> <p>付表2 (略)</p>	法人番号		(略)		法人番号		合計					
管理番号		(略)		法人番号																											
合計																															
軽減税率不適用 法人の金額																															
法人番号		(略)		法人番号																											
合計																															
<p>第4号様式（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">管理番号</td> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">管理番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用 法人の金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	管理番号		(略)		管理番号		合計						軽減税率不適用 法人の金額						<p>第4号様式（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">法人番号</td> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">法人番号</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	法人番号		(略)		法人番号		合計					
管理番号		(略)		管理番号																											
合計																															
軽減税率不適用 法人の金額																															
法人番号		(略)		法人番号																											
合計																															

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正後	改正前
第4号様式 （第7条関係）	(略) 管理番号	(略) 法人番号
付表（略）	(略)	付表（略）
第5号様式 （第7条関係）	(略) 管理番号	(略) 法人番号

(新潟県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県産業廃棄物税条例施行規則（平成16年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表には当該改正表が存在しない場合、改正後表には当該改正後表を加える。

	改正後	改正前
別記 第1号様式 （第10条関係）	(略) 氏名又は名称及び代表者の氏名 個人番号又は法人番号 ↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	(略) 氏名又は名称及び代表者の氏名

(略)
別紙 (略)

第2号様式 (第10条関係)

(略)

〔 法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 電話番号 〕	
個人番号又は法人 番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

(略)
別紙 (略)

第2号様式 (第10条関係)

(略)

〔 法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 電話番号 〕	
---	--

(略)

第4号様式 (第10条関係)

(略)

個人番号又は法人 番号
----------------	-------

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(略)

第4号様式 (第10条関係)

(略)

電話番号

(略)

第5号様式 (第10条関係)

(略)

個人番号又は法人 番号
----------------	-------

電話番号

第5号様式 (第10条関係)

(略)

電話番号

第12号様式（第10条関係）

(略)	電話番号												
個人番号又は法人 番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。													
(略)													
(略)													

第12号様式（第10条関係）

(略)	電話番号
(略)	
(略)	

第13号様式（第10条関係）

(略)	電話番号												
個人番号又は法人 番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。													
(略)													
(略)													

第13号様式（第10条関係）

(略)	電話番号
(略)	
(略)	

第14号様式（第10条関係）

(略)	電話番号												
個人番号又は法人 番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。													
(略)													
(略)													

第14号様式（第10条関係）

(略)	電話番号
(略)	
(略)	

第15号様式（第10条関係）

(略)	電話番号										
個人番号又は法人番号											
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。											
(略)											
(略)											

第15号様式（第10条関係）

(略)	電話番号										
(略)											
(略)											

第16号様式（第4条、第10条関係）

(略)	電話番号										
個人番号又は法人番号											
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。											
(略)											
(略)											

第16号様式（第4条、第10条関係）

(略)	電話番号										
(略)											
(略)											

第17号様式（第6条、第10条関係）

(略)	電話番号										
個人番号又は法人番号											
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。											
(略)											
(略)											

第17号様式（第6条、第10条関係）

(略)	電話番号										
(略)											
(略)											

第18号様式（第9条、第10条関係）

電話番号	
個人番号又は法人番号
.....
.....
.....
.....
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
(略)	

第18号様式（第9条、第10条関係）

電話番号
(略)

第19号様式（第9条、第10条関係）

電話番号	
個人番号又は法人番号
.....
.....
.....
.....
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
(略)	

第19号様式（第9条、第10条関係）

電話番号
(略)

(法人の県民税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 法人の県民税の特例に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線の欄の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
別記	別記
第1号様式（第2条関係）	第1号様式（第2条関係）
管理番号	法人番号
(略)	(略)
第2号様式（第2条関係）	第2号様式（第2条関係）

(略)	(略)
管理番号	法人番号
(略)	(略)

(新潟県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟県核燃料税条例施行規則（平成26年新潟県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別記	
第1号様式（第2条関係）	
(その1)	
(略)	(略)
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名	原子炉設置者の名称及び代表者の氏名
法人番号	(印)
(略)	(略)
(その3)	
(略)	(略)
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名	原子炉設置者の名称及び代表者の氏名
法人番号	(印)
(略)	(略)
(略)	
第2号様式（第3条関係）	
核燃料税の申告納付期限指定申請書	
核燃料税の申告納付期限指定申請書	
(略)	

原子炉設置者の名称及び代表者の氏名	Ⓜ				
法人番号	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
(略)	(略)				
(略)	(略)				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名	Ⓜ				
(略)	(略)				

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正前	改正後
第2号様式 （第3条関係）	第2号様式（第3条関係） (略) 付表 (略)	第2号様式（第3条関係） (略) 付表 (略)
第3号様式 （第3条関係）	第3号様式（第3条関係） (略) 付表 (略)	第3号様式（第3条関係） (略) 付表 (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税規則附則第6項の改正は、同年4月1日から施行する。
(産業廃棄物税に関する経過措置)
- 第6条の規定による改正後の新潟県産業廃棄物税条例施行規則別記第1号様式は、この規則の施行の日以後に徴収すべき産業廃棄物税に係る新潟県産業廃棄物税条例（平成15年新潟県条例第85号）第9条第1項の規定による申告について適用し、同日前に徴収すべき産業廃棄物税に係る同項の規定による申告については、なお従前の例による。